

原議保存期間 10年
(平成27年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁交企発第94号
警察庁丁交指発第56号
警察庁丁規発第26号
警察庁丁運発第45号
平成17年3月24日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局運転免許課長

「ペダル付きの原動機付自転車」の取扱いについて

最近、ペダルを備え、ペダルのみによっても走行させることができる原動機付自転車が開発されているところであるが、このような原動機付自転車の道路交通法上の取扱いについては下記のとおりであるから、執務の参考とされたい。

記

1 「ペダル付きの原動機付自転車」

「ペダル付きの原動機付自転車」とは、道路交通法施行規則第1条の2に規定する大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車（自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等を除く。）であって、当該車に備えられたペダルを用い、人の力によっても走行させることができるものをいう。

2 道路交通法上の取扱い

(1)「ペダル付きの原動機付自転車」は、原動機を作動させず、ペダルを用い、かつ、人の力のみにより走行させることができるものであったとしても、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車に当たる（車両の種類は当該車両の属性をあらわすものであり、例えば、原動機を作動させて「自動車」を発進させ、その後原動機を停止させて惰性走行した場合であっても、「自動車」を通行させていることとなるのと同様である。）

したがって、「ペダル付きの原動機付自転車」は、車道の通行等原動機付自転車の通行方法に従うことが必要である。

(2)「ペダル付きの原動機付自転車」は、原動機により走行することができるだけでなく、ペダルを用いて人の力のみによって走行させることもできる構造であるが、いずれの方法で走行させる場合もペダル付きの原動機付自転車の本来の使い方に当

たることから、「ペダル付きの原動機付自転車」をペダルを用いて人の力のみによって走行させる場合も、原動機付自転車の「運転」に該当する。

したがって、原動機を作動させず、ペダルを用い、かつ、人の力のみによって走行させる場合であっても、原動機付自転車を運転することができる運転免許を受けていることが必要であり、乗車用ヘルメットの着用等原動機付自転車の運転方法に従うことが必要である。